

非常災害に関する計画・取り組み

令和8年6月1日

社会福祉法人 千葉県福祉援護会

特別養護老人ホームローゼンヴィラ藤原

特別養護老人ホームローゼンヴィラはま野

サービス付き高齢者向け住宅ローゼンホーム上山

ケアハウスローゼンヴィラ藤原

ヴェルフ藤原デイサービスセンター

1. 各種計画と目的

次の通り、各種計画を定めています

計画名	目的
<u>消防計画</u> ・防災対策の主となる計画	消防法第8条第1項に基づき、防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。
<u>BCP(事業継続計画)</u> ・事業継続を目的とする計画	災害発生時の応急・復旧業務に加えて、法人が実施する事業のうち中断することができない、または中断したとしても早期に回復する必要性の高い事業を中核的事业と捉え、災害時にこれを優先的に復旧する体制を図る。
<u>非常災害計画</u> ・補完的計画	「消防計画」「BCP」等と合わせて、火災・地震等に限らず施設の地域性や立地条件等の特性を踏まえ、非常災害時において各職員の適切な行動につなげる。

消防法第8条第1項の概略 「防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、避難上必要な施設の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない」

2. 火災予防管理

日常の火災予防及び地震発生時の出火防止を図るため、施設ごとに定める「予防管理組織表」により、防火管理者の下に火元責任者を定め、予防管理を行っています。

■点検

区分	点検内容	頻度
自主点検	建物、火気使用設備器具等の点検	毎日
	消防用設備等の点検	月1回
法定点検	専門業者による消防用設備等の点検	年2回

■火災予防上の遵守事項

①避難設備、防火設備の確保

- ・廊下、階段、通路、出入口等には避難の妨げとなる設備を設けず、また、物品を置かない
- ・避難口等に設ける戸は、容易に開錠し、開放できるようにしておく

②火気管理等

- ・火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し安全を確認する
- ・火気使用設備器具は、指定の場所で本来の目的のみに使用する
- ・火気使用設備器具の周囲は、可燃物を近づけず、常に整理整頓しておく
- ・灰皿、吸殻の後始末を完全にする
- ・防火対象物内(施設内)で工事を行う者に対し、火気管理等について防火管理者から指示を行う

③放火防止対策

- ・死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない
- ・雑品倉庫等の施錠を行う
- ・建物内外の整理整頓を行う
- ・トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う
- ・火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う

■災害時の体制

災害が発生した場合は、自衛消防隊の編成及び任務分担表により、対策・活動を行います。

・自衛消防隊組織表

自衛消防隊長(施設長)	
通報連絡班	1. 館内放送で知らせる 2. 消防署へ通報連絡する
消火班	1. 初期消火に従事し延焼を防ぐ 2. 消火不可能の場合には入居者の避難誘導にあたる
避難誘導班	1. 避難場所への誘導に当たる 2. 人員を確保し、報告する
救護班	1. 避難誘導及び救護にあたる

3. 地震対策

■予防措置

それぞれの場所等において次の措置状況を確認するとともに不備なものについては、応急的な安全措置を行います。

- (1)ロッカー、装飾物品等の転倒、落下防止措置
- (2)窓ガラス、照明器具等の破損、落下及び飛散防止措置
- (3)火気使用設備器具等からの出火防止措置

■地震後の安全措置

- ・火気使用設備器具の直近にいる者は火器を使用しない。また、ガスの元栓や器具栓の閉止又は電源遮断及び危険物等の貯蔵、取り扱い設備の閉鎖をする。
- ・避難誘導員は避難経路を確保する。

■避難誘導

- ・ご利用者の混乱防止に努め、避難誘導にあたる。
- ・ガラス窓、照明器具等の転倒、落下又は破損するおそれのある物の付近にいるご利用者を安全な場所に避難させる。

4. 風水害対策

■ハザードマップ等の活用

船橋市・千葉市が作成、公表する洪水や浸水予想区域などの被害予測を定期的に確認し、水害に対する危険実態の把握に努める。

送迎経路における冠水の危険のある箇所を示した事業所独自の地図を活用し、安全な運行に努める。

■予防措置

大雨または強風等に伴う風水害を予防するため、それぞれの場所等において次にあげる措置状況を確認するとともに応急的な安全措置を行う。

- (1) 普段使用しない個所の窓の閉鎖の確認。
- (2) 建築物に付随する施設物(看板・窓枠・外壁等)の強風による落下防止措置。
- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認。

■避難誘導

船橋市及び鎌ヶ谷市、千葉市が発令する避難情報等(警戒レベル)に基づき緊急時の体制を検討。当施設の立地条件や避難先までの経路の状況、職員体制、利用者の状況等を踏まえ、避難行動の可否及び避難方法について総合的に判断する。また、送迎中においては、最短の避難先に向け移動し、避難待機すると共に、施設に近い場合は状況に応じて帰還する。

(参考)

気象庁等が発表する「洪水警報」や「土砂災害警戒情報」等の防災気象情報が令和8年5月29日より見直しがされました。警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていた防災気象情報が、5段階の警戒レベルと一緒に伝えられるようになり、避難の判断をしやすくなります

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生または切迫	命の危険 ただちに安全確保	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	レベル2氾濫・大雨・土砂災害・ 高潮注意報
1	今後気象状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり自主的に避難

参考:避難情報に関するガイドライン(令和8年3月内閣府)

5. 情報収集

原則として、地震や風水害などの自然災害については、テレビやラジオ、インターネットから報じられる情報や周辺自治体より発令される災害情報等にて行う。

(防災情報全般)

- ・船橋市防災ポータルサイト <http://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/>
 - ・千葉県防災ポータルサイト <https://city-chiba.my.site.com>
 - ・ふなばし災害情報メール配信(※メール配信サービスは事前登録が必要)
 - ・ちばし災害緊急速報メール(※事前登録の必要はありません。避難情報等が一斉に配信されます)
 - ・船橋防災無線の受信 フリーダイヤル 0120-2784-61 (IP 電話は不可)
 - ・千葉県防災行政無線 放送した内容を確認することが出来ます(電話番号:050-5530-9907)
 - ・千葉県防災ポータルサイト <http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>
 - ・国土交通省防災情報提供センター <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
- (土砂災害・浸水・洪水情報)
- ・気象庁キキクル <https://www.jma.go.jp/bosai/risk>

船橋市のハザードマップ
はこちらから

千葉市のハザードマップ
はこちらから

千葉県のハザードマップ
はこちらから

6. 防災教育・訓練

全職員に対し、防災教育・訓練を実施しています。

■防災教育

- ・毎年、新任職員を対象とした「新任職員研修」にて防災教育を実施
- ・各施設の計画に基づき、職員に対する必要な防災教育を実施

■防災訓練(法人・施設で計画するもの)

訓練内容	頻度	職員以外の参加
消火・通報・避難訓練 ※入居施設は内1回以上を夜間想定で実施	年3回以上	必要に応じて、消防署の立ち会いならびに地域関係者等の参加を計画
大規模災害を想定した BCP(事業継続)計画に基づく訓練	年1回	
その他、各施設の計画に基づく訓練	適宜実施	

※震災、風水害等の非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

■防災訓練(市町村で計画するものなど上記以外の訓練)

訓練内容	目的等
要配慮者の受入訓練	船橋市との協定に基づき、大規模な地震、風水害の災害により、避難所生活において特別な配慮が必要な人を受け入れる船橋市で計画する訓練
シェイクアウト訓練	市民で一斉に行う地震発生時の訓練
その他の訓練	各関係機関が計画する訓練に必要なに応じて参加

7. 連絡体制・手段

地震等の大規模災害発生時に事業所の状況等を伝える手段として、「災害用伝言ダイヤル」の使用を想定しています。

◆災害用伝言ダイヤルの使い方

- (1) 災害伝言ダイヤル「171」へ電話
- (2) 再生ボタン「2」を押す
- (3) 安否確認番号を入力（施設の電話番号）

特別養護老人ホームローゼンヴィラ藤原	047-430-7922
特別養護老人ホームローゼンヴィラはま野	043-305-0100
サービス付き高齢者向け住宅ローゼンホーム上山	047-404-8877
ケアハウスローゼンヴィラ藤原	047-430-7933
ヴェルフ藤原デイサービスセンター	047-430-0002

- (4) ガイドンスに従い安否情報取得
- (5) ガイドンスに従い情報を再生

◆災害用伝言ダイヤルの留意事項

地震等の大規模災害発生時において、災害用伝言ダイヤルが起動された場合に、各施設で必要かつ可能な範囲で、施設の状況等をお知らせしようとするものです。したがって、施設の被災状況によつては、対応できない場合があります。

8. その他施設ごとの対策(施設の地域性や立地条件・避難場所・応急物資等)

【特別養護老人ホームローゼンヴィラ藤原 / ケアハウスローゼンヴィラ藤原 / ヴェルフ藤原デイ】

立地条件	当事業所は敷地東側に傾斜のある高台に立地している。平成 30 年 11 月に船橋市危機管理課が公表している、地区別防災カルテ（8.法典地区）の水害・土砂災害危険分布図から、当事業所は水害・土砂災害の危険性は示されていない。また、南海トラフ地震による津波の浸水域が想定される地区の対象外とされており、千葉県が公表している津波浸水想定を基に作成された船橋市津波ハザードマップの「津波浸水想定図」にも含まれていない。ただし、建物南側に高さ 3m から 5 メートルほどの斜面があり擁壁として整備されているが、これまでに経験したことのない大雨を想定した場合、通所サービスへの影響は否定できない。なお、千葉県北西部直下地震を想定した、地震の揺れの強さは平均震度 6 弱、液状化の危険性は低いと評価されている。 また、周辺の道路状況について、当事業所が北は鎌ヶ谷市、市川市に隣接していることから、両市の洪水ハザードマップを確認したところ、鎌ヶ谷市方面では中沢川・二和川からの浸水の影響で、職員通用口にあたる鎌ヶ谷市西道野辺（鎌ヶ谷グリーンハイツ）周辺から馬込沢駅及び鎌ヶ谷高校方面からの通行が困難となる可能性がある。市川市方面では根郷川（谷地川）からの浸水の影響で市川方面及び鎌ヶ谷ファイターズスタジアム方面から谷地川交差点までの通行が困難となる可能性がある。												
避難	風水害関連の警戒レベル 3 以上が発令された場合であっても、当事業所の立地条件から浸水、土砂災害の危険性は低い。指定避難場所に移動する過程で被災することが想定されるため、発令時に敷地内にいる場合は、屋内安全確保を基本とする。ただし、災害の状況において、施設の建物および設備等に重大な損害が生じた場合は、屋外の状況が落ち着くまで施設内で待機した上で、第一義的に近隣の指定された避難所の法田中学校（距離：約 1.07km）へ避難することを検討する。												
近隣指定避難所	<table><tr><td>① 法田中学校</td><td>047-438-3026</td><td>* 一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr><tr><td>② 法典公園（グラスポ）</td><td>047-438-3500</td><td>* 広域避難場所</td></tr><tr><td>③ 県立船橋法典高等学校</td><td>047-438-0721</td><td>* 一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr><tr><td>④ 法典小学校</td><td>047-439-0832</td><td>* 一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr></table>	① 法田中学校	047-438-3026	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所	② 法典公園（グラスポ）	047-438-3500	* 広域避難場所	③ 県立船橋法典高等学校	047-438-0721	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所	④ 法典小学校	047-439-0832	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所
① 法田中学校	047-438-3026	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所											
② 法典公園（グラスポ）	047-438-3500	* 広域避難場所											
③ 県立船橋法典高等学校	047-438-0721	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所											
④ 法典小学校	047-439-0832	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所											
応急物資等	ライフラインが途絶えた時を想定し、応急物資を備蓄しています。 （ローゼンヴィラ藤原） ■非常食の確保 ・非常食として飲料を備蓄、3 日分 3 食分の食事・水分確保。 ■応急物資の確保 ・懐中電灯・ランタン等の照明機器及び電池 ・衛生備品等 ・ガスボンベコンロ ・マンホールトイレ ・非常用蓄電池（吸引機等に使用可能） ・サバイバルシート ・ウォーターキャリータンク ・その他												

【 特別養護老人ホームローゼンヴィラはま野 】

立地条件	当事業所は千葉市中央区生浜地区（南生実町）に位置し田園地帯に平成 12 年 11 月に建設工事が開始し、平成 13 年 8 月に開設。当事業所がある地域はローム台地（隆起などにより生じた段丘で表層が約 5m以上の火山灰質粘性土）となっており、液状化しにくい地盤と言われている。平成 24 年 8 月には千葉市と拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結している。千葉市地震・風水害ハザードマップによると、当事業所は洪水・高潮といった災害の危険性は示されていない。また、南海トラフ地震による津波の浸水域についても、対象エリア外となっている（隣接する河川については、一部洪水の危険性が示されている）。千葉県北西部直下型地震を想定した、地震の揺れの強さは平均震度 6 弱、液状化の危険性はやや高いと評価されている。 周辺の道路状況について、当事業所が京葉道路沿線に隣接していることから、有料道路が封鎖された際には、迂回等の影響により近隣で大規模な渋滞が発生することが予測される。									
避難	避難準備・高齢者等避難開始が発令された際は、当事業所の建物が拠点福祉避難所となっていることから、千葉市危機管理課の情報を基に避難行動の可否及び避難方法について総合的に判断する。また、近隣に浜野川（二級河川）が流れており、河川の氾濫について危険度は低いものの、液状化の危険度がやや高くなっているため、垂直避難のタイミングについては情報を収集し、迅速に 2 階へ避難する形が想定される。									
近隣指定避難所	<table><tr><td>① 生浜中学校</td><td>043-268-2200</td><td>* 一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr><tr><td>② 生浜小学校</td><td>043-264-7200</td><td>* 一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr><tr><td>③ 生浜公民館</td><td>043-263-0268</td><td>* 一時避難場所</td></tr></table>	① 生浜中学校	043-268-2200	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所	② 生浜小学校	043-264-7200	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所	③ 生浜公民館	043-263-0268	* 一時避難場所
① 生浜中学校	043-268-2200	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所								
② 生浜小学校	043-264-7200	* 一時避難場所・宿泊可能避難場所								
③ 生浜公民館	043-263-0268	* 一時避難場所								
応急物資等	ライフラインが途絶えた時を想定し、非常食・応急物資を備蓄しています。 ■非常食の確保 ・非常食として食料・飲料を備蓄、3 日分 3 食分の食事・水分確保 ※令和 4 年 4 月に非常用自家発電設備を設置しており、非常災害等に伴う停電が発生した際には、非常電源に切り替わることとなっている。（照明やエアコンを通常稼働させた場合には、約 2 日間の連続稼働が可能となっているが、事前に電気使用箇所が設定されているため、2 日以上稼働が見込まれる）そのため、吸引や胃瘻等にて栄養注入される利用者の対応についても、一定期間は可能となっている。 ■応急物資の確保 ・懐中電灯・ランタン等の照明機器及び電池 ・衛生備品等 ・ポータブルトイレ ・ポータブル自家発電機 ・簡易ベッド・簡易トイレ ・炊き出し用バーベキュー釜 ・その他									

【 サービス付き高齢者向け住宅ローゼンホーム上山 】

立地条件	当事業所は船橋市法典地区（上山町）に位置し、平成 26 年 10 月開設。令和 4 年 6 月に船橋市危機管理課が公表している、ハザードマップによると、当事業所は水害・土砂災害の危険性は示されていない。また、南海トラフ地震による津波の浸水域が想定される地区の対象外とされており、千葉県が公表している津波浸水想定を基に作成された船橋市津波ハザードマップの「津波浸水想定図」にも含まれていない。千葉県北西部直下型地震を想定した、地震の揺れの強さは平均震度 6 弱、液状化の危険性はやや高いと評価されている。 また、河川の氾濫等による大きな影響はないが、近隣にて内水の被害が予測されている。周辺の道路状況について、当事業所が市川市に隣接していることから、市川市の洪水ハザードマップを確認したところ、市川市方面では県道木下街道が大規模災害時は主要幹線になることから、行田地区から木下街道へ向かう交差点での通行が困難となる可能性がある。
避難	避難準備・高齢者等避難開始が発令された際は、船橋市危機管理課の情報を基に避難行動の可否及び避難方法について総合的に判断する。災害の種別に応じて、近隣の指定避難所への避難や垂直避難、事業所内での安全確保等、状況に応じた対応とする。また、近隣に法人内保育園や福祉施設も点在するため、連携を図りながら情報共有し、非常災害時には各避難行動についても連携をする形が想定される。
近隣指定避難所	① 法典小学校 047－439－0832 ＊一時避難場所・宿泊可能避難場所 ② 法典西小学校 047－337－7982 ＊一時避難場所・宿泊可能避難場所 ③ 県立船橋啓明高校 047－438－8428 ＊一時避難場所・宿泊可能避難場所 ④ 法典公園 047－438－3500 ＊広域避難場所
応急物資等	ライフラインが途絶えた時を想定し、非常食・応急物資を備蓄。 ■非常食の確保 ・非常食として飲料を備蓄、入居者、職員の約 3 日分の食事・水分。 ■応急物資の確保 ・懐中電灯等の照明機器及び電池 ・衛生用品等（ポータブルトイレや感染症対策物品含む） ・その他

【避難場所の種類】

- ・一時避難場所 ： 一時的に避難する場所で、学校の校庭や公園など屋外のオープンスペース。
- ・広域避難場所 ： 火災の延焼の危険があるとき、一時的に避難する場所で、安全確保のため一定の広さを有する屋外のオープンスペース。
- ・宿泊可能避難場所 ： 自宅で生活できない被災者への宿泊や食料などを提供する屋内の仮宿泊施設で、主に学校の体育館などを受け入れ場所とする。

以上